



平成19年5月25日

各 位

会 社 名 日本ユニシス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 靱井 勝人
(コード番号 8056 東証第1部)
問 合 せ 先 執行役員広報部長 田崎 稔
(T E L 03 - 5546 - 4111)

会社の支配に関する基本方針および 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針、ならびに当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、特定株主グループ^(注1)の議決権割合^(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等^(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に関する対応策(以下「本プラン」といいます。)を、以下のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

^(注1) 特定株主グループとは、当社の株券等(証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)または当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

^(注2) 議決権割合とは、特定株主グループが^(注1)の記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株権等の数(同項に規定する保有株権等の数をいいます。以下同じとします。)も加算するものとします。)または特定株主グループが^(注1)の記載の場合は、当該買付者および当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。
各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

^(注3) 株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

本プランは、平成19年6月28日開催予定の当社定時株主総会において、株主の皆さまの承認が得られることを条件に発効することとし、有効期間は平成22年6月開催予定の当社定時株主総会の終結の時までとします。

なお、平成19年3月31日現在、当社の筆頭株主である三井物産株式会社は、当社の議決権31.82%に相当する株式を保有しておりますが、当社と三井物産株式会社は、財務および事業の方針に関して相互に独立した意思決定を行っております。

また、本日現在、当社株式の大規模買付に関する打診および申し入れ等は一切ございませんので、念のため申し添えておきます。平成19年3月31日現在の株主の状況は、別紙1のとおりです。

・ 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配することが可能な量の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆さまのご意思に委ねられるべきものと考えます。

しかし、株式の大規模買付行為の中には、買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにはならないものも存在します。当社は、このような不適切な大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

・ 基本方針の実現に資する取組み

当社では、多くの投資家の皆さまに長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の施策を実施しております。これらの取組みは、上記 . の基本方針の実現に資するものと考えております。

1. 「成長計画」による企業価値向上への取組み

当社は、お客様と価値を共有するという経営コンセプト（U&U：Users & Unisys）に基づき、「高成長企業集団への脱皮」という将来ビジョンを掲げ、達成に向けた実行計画「成長計画」に取り組んでおります。成長計画は、グループ総合力強化により収益性を向上させる「基本戦略の強化」、事業機会の徹底的な発掘・拡大により成長を加速させる「4つの

強化施策」、さらに事業の基盤を強化する「品質保証」という3つの柱から成り立っております。ビジネス基盤を強化・拡大するための「基本戦略」としては、グループ横断で注力市場での活動を強化する「市場戦略」、労働集約型モデルから知識集約型モデルへの変換を図りサービス提供力と市場競争力を強化する「サービスビジネス戦略」、グループ会社の一体化を図りグループ総合力を強化する「グループ戦略」、人材の育成と維持を推進する「人材戦略」を着実に実行しております。これに加え、成長に向けた「4つの強化施策」として、技術力にさらに磨きをかける「R&D強化」、海外を視野に事業機会を発掘する「グローバル展開」、商社の事業化ノウハウを活かして新規事業の早期立ち上げを図る「三井物産との連携」のほか、顧客基盤や技術力を早期に獲得する「M&A推進」に積極的に挑戦するほか、事業の基盤となる、グループ全体での「品質保証」を目指した取組みを強化しております。

また、株主還元につきましては、当社は、企業価値の増大が最も重要な株主還元であるとの認識のもと、今後とも安定的、継続的な利益配分に努めてまいります。今後、当社は業績に応じた配当方針として、連結配当性向20%を目指してまいります。具体的な配当額につきましては、事業発展のための内部資金の確保に留意しつつ、経営環境等を総合的に勘案し決定させていただきますが、今後の連結利益の増加に合わせて段階的に増配を目指していきたいと考えております。

2. コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化による企業価値向上への取組み

当社は、経営環境の変化に対応した迅速な意思決定、責任の明確化および事業の透明性の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。具体的には、執行役員制度を導入し、経営管理機能と業務執行機能の分離を進めているほか、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立と取締役の経営責任を明確にするために取締役の任期を1年とする等の施策を実施しております。

なお、当社のコーポレート・ガバナンスの状況の詳細につきましては、「コーポレート・ガバナンス報告書」(<http://www.unisys.co.jp/csr/pdf/governance-report.pdf>)をご参照ください。

・本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

1．本プラン導入の目的

本プランは、上記 . で述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入するものです。

本プランは、大規模買付行為について、 実行前に大規模買付者に対して、必要かつ十分な情報の提供を求め、 当社が当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、 株主の皆さまへの当社経営陣の計画や代替案等の提示ならびに必要に応じて大規模買付者との交渉を行うことにより、株主の皆さまに必要なかつ十分な情報および時間を提供し、株主の皆さまが当該大規模買付行為に応じるか否かの適切な判断を行うことができるようにすることを目的としています。

以上のことから、当社取締役会は、大規模買付時における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとし、上記 . で述べた基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含め、買収防衛策として本プランを導入することといたしました。

2．大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、 事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、 取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は以下のとおりです。

(1) 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛てに、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要、および当該大規模買付者が大規模買付行為に際して大規模買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書を提出していただきます。

(2) 必要情報の提供

当社取締役会は、意向表明書の受領後 10 営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき、当社株主の皆さまの判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付します。大規模買付者には、当該リストに記載された情報を当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

大規模買付者およびそのグループの概要

大規模買付行為の目的および内容

当社株式の買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け

当社の経営に参画した後に想定している経営者候補、経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

大規模買付行為完了後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者への対処方針

その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大規模買付者より当初提出していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と判断した場合には、回答期限を設けたうえで大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。また、大規模買付行為の提案があった事実および当社に提出された本必要情報は、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(3) 当社取締役会による評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、最長60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または最長90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。したがって、大規模買付行為は取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は独立の外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士その他の専門家）の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆さまに対し代替案を提示することもあります。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案を提示することにより、当社株主の皆さまを説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する

意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかな場合など、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであると当社取締役会が判断したときは、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会は当社株主の皆さまの利益を守るために、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、例外的に新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることがあります。具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

次の(i)から(iv)までに掲げる行為等により、当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為である場合

- (i) 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- () 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
- () 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- () 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

強圧的二段階買収(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう)など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大規模買付行為である場合

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的な対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は別紙2に記載のとおりです。なお、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや、新株予約権者に対して当社株式と引き換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

(3) 特別委員会の設置

本プランにおいて、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合であっても、株主共同の利益を守るために適切と考える一定の対抗措置をとるか否かの判断にあたっては、その透明性、客観性、公正性および合理性を担保し、取締役会による恣意的な判断がなされることを防止するため、当社は取締役会から独立した組織として特別委員会を設置いたします。(特別委員会の概要については、別紙3をご参照ください。)

当社取締役会は、大規模買付の意向表明または大規模買付行為が行われた場合には、特別委員会に対し当該大規模買付行為に関する情報を開示し、当該大規模買付行為への対応に関して諮問するものとします。特別委員会は、大規模買付者からの提案に対し当社取締役会が評価・検討する際や大規模買付行為に対し当社取締役会が適切と考える一定の対抗措置をとるか否かを判断する際等に勧告を行うものとし、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

特別委員会は、社外取締役、社外監査役、社外有識者(経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、学識経験者、またはこれらに準ずる者)を対象として3名以上を選任します。

(4) 対抗措置発動の停止等について

上記(1)または(2)において、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の助言、意見または勧告を十分に尊重したうえで、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会において、無償割当てが決議され、または無償割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の効力発生日までの間は新株予約権無償割当ての中止、または新株予約権無償割当て後において、行使期間開始日までの間は、無償取得の方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。このような対抗措置発動の停止を行う場合は、特別委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

4. 株主・投資家の皆さまに与える影響等

(1) 本プランの株主・投資家の皆さまに与える影響等

本プランは、導入時点において新株予約権の無償割当て等を行うものではありませんので、導入時点において株主の皆さまの権利関係に影響はございません。

本プランにおける大規模買付ルールは、株主の皆さまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている取締役会の意見を提供し、株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆さまは、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主および投資家の皆さまが適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主および投資家の皆さまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆さまにおかれましては、当社の情報開示および大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆さまに与える影響等

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、取締役会が上記3.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載した対抗措置をとることを決定した場合には、法令および当社が上場する証券取引所の上場規則等にわたって、当該決定について適時適切に開示いたします。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆さまが、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置の一つとして新株予約権の無償割当てが行われる場合は、割当期日における株主の皆さまは、その保有する株式数に応じて新株予約権を無償で割当てられることとなります。その後当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、大規模買付者等以外の株主の皆さまは、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。ただし、割当期日において名義書換未了の株主の皆さま（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券の株主を除きます。）に関しましては、他の株主の皆さまが当該新株予約権の無償割当てを受け、当該新株予約権と引き換えに当社株式を受領することに比べて、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

なお、特別委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希釈

化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆さまは、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆さまに必要な手続き

対抗措置の一つとして新株予約権の無償割当てが行われる場合には、割当期日における株主の皆さまは引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは必要となりません。

また、名義書換未了の株主の皆さまに関しましては、新株予約権の割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります(証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続きは不要です。)。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令および当社が上場する証券取引所の上場規則等に基づき別途お知らせいたします。

5. 本プランの適用開始、有効期間、廃止等

本プランは、平成19年6月28日開催予定の当社定時株主総会において、株主の皆さまのご意思を確認させていただくため、議案としてお諮りすることし、株主の皆さまに承認されることを条件として発効することとします。当該定時株主総会で株主の皆さまにお諮りする本プランの有効期間は、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会(平成22年6月開催予定の当社定時株主総会)の終結の時までとし、以降、本プランの継続(一部修正したうえでの継続を含みます。)については当社定時株主総会の承認を経ることとします。

本プランの導入後、有効期間の満了前であっても、特別委員会の勧告により取締役会で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとし、当社は、本プランが廃止された場合には、当該廃止の事実について適時適切に開示いたします。

また、本プランの有効期間中であっても、関係法令および証券取引所規則等の新設または改廃等により、本プランに定める条項または用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会は当該新設または改廃等の趣旨を考慮のうえ、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、株主総会決議の趣旨に反しない限度で本プランを合理的に読み替え、運用いたします。

・本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが上記 . の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

1 . 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。

2 . 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

上記 . 1 . 「本プラン導入の目的」に記載したとおり、本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断するために必要な時間や情報、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上の目的をもって導入されるものです。

3 . 株主意思を反映するものであること

上記 . 5 . 「本プランの適用開始、有効期間、廃止等」に記載したとおり、当社は平成 19 年 6 月 28 日開催予定の当社定時株主総会において、本プランに関する株主の皆さまのご意思をご確認させていただくため、本プランの導入について株主の皆さまに議案としてお諮りする予定であることから、株主の皆さまのご意向が反映されることとなっております。

また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆さまのご意向が反映されます。

4．取締役会の恣意的判断の排除

上記 ．3．(3)「特別委員会の設置」に記載したとおり、本プランにおいては、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の透明性、客観性、公正性および合理性を担保し、かつ当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。特別委員会の判断の概要については株主の皆さまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値および株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されております。

5．本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

上記 ．3．「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載したとおり、本プランにおける対抗措置の発動は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

6．デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 ．5．「本プランの適用開始、有効期間、廃止等」に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期を1年と定めているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

別紙 1

平成19年3月31日現在の大株主の状況

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
三井物産株式会社	30,524	27.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,727	8.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,526	5.04
ゴールドマン・サックス・インターナショナル(常任代理人: ゴールドマン・サックス証券会社)	3,989	3.64
農林中央金庫	3,953	3.61
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント イー アイエスジー(常任代理人:株式会社三菱東 京 UFJ 銀行)	3,588	3.27
全日本空輸株式会社	1,794	1.64
日本ユニシス従業員持株会	1,693	1.54
モルガン・スタンレーアンドカンパニーインク(常任代理人:モ ルガン・スタンレー証券株式会社)	1,282	1.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・三菱 電機株式会社口)	1,271	1.16
計	63,352	57.78

(注)1. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記の他、当社は自己株式 13,691,439 株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合 12.48%)を保有しております。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)および日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・三菱電機株式会社口)の所有株式数は、信託業務に係る株式数です。
4. 野村證券株式会社から平成18年9月15日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成18年8月31日現在で同社および3名の共同保有者が以下の株式を所有している旨の報告を受けましたが、当社として平成19年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名または名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
野村證券株式会社	139	0.13
NOMURA INTERNATIONAL PLC	249	0.23
野村アセットマネジメント株式会社	6,680	6.09
野村信託銀行株式会社	21	0.02
計	7,091	6.47

以上

新株予約権無償割当ての概要

1．新株予約権無償割当ての対象となる株主

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2．新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3．発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4．各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5．新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6．新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7．新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以上

特別委員会の概要

1. 設置・解散権者

特別委員会は、取締役会決議により設置ないし解散される。

2. 構成員

特別委員会の委員は3名以上とし、社外取締役、社外監査役、社外有識者（経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、学識経験者、またはこれらに準ずる者）の中から、取締役会の決議により選任する。

3. 招集権者

特別委員会の各委員および取締役会は、必要に応じて特別委員会を招集することができる。

4. 決議要件

特別委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもって行う。

5. 勧告

特別委員会は、取締役会が諮問した事項について、理由および根拠を付して取締役会に対して勧告を行うものとする。なお、特別委員会の各委員は、こうした勧告にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。

6. 委員会の権限および義務

- (1) 特別委員会は、適切な判断を行うために、取締役会に必要な説明や資料の提出を求めることができる。
- (2) 特別委員会は、大規模買付者が提供した情報に不足があるとき、または提供された情報につき補足の情報が必要であると判断したときは、直接あるいは取締役会を通じ大規模買付者に対し、合理的に必要と考える情報の提供を求めることができる。
- (3) 特別委員会は、当社の費用負担により、投資銀行、証券会社、弁護士その他の外部専門家に対し助言等を求めることができる。

7. 取締役会の尊重義務

取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。

以上